

## 1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県屋外広告物条例		
担当課（室）	土木部都市局都市計画課	公布日	昭和49年3月30日
報告の根拠	(年次報告) 第30条 知事は、毎年度、広告物等に係る啓発、規制、誘導等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。		

### ※議員提案政策条例による一部改正

(施行日)

平成17年7月1日

(改正内容)

- ・ 県、事業者、県民等の責務規定の新設（第3条の2）
- ・ 条例に違反して広告物を設置した者等に対する罰金額の上限を50万円から100万円へ引き上げ（第32条及び第33条）

(背景)

- ・ 闇金融関連のはり紙や風俗関係の立看板等の違反広告物が氾濫し、地域の美観を損ねるとともに、環境悪化を招いていた。

## 2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

### (1) 条例の概要・施策体系図

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 目的<br>(第1条)      | ・屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う   |
| ② 定義<br>(第2条)      | ・屋外広告物：常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの<br>・屋外広告業：屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業 |
| ③ 広告物のあり方<br>(第3条) | ・屋外広告物は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない  |
| ④ 県等の責務<br>(第3条の2) | ・県：第1条の目的を達成するため、啓発・規制・誘導その他の必要な施策を実施する<br>・広告主、屋外広告業者：この条例に適合する屋外広告物を表示し、かつ、これらを適正に管理するとともに、県の施策に協力するよう努める<br>・県民：県が実施する施策に協力するよう努める        |

### ⑤ 屋外広告物に関する基本的施策

(1) 禁止地域 (第4条)	(2) 禁止物件 (第5条)
・屋外広告物を表示してはいけない地域	・屋外広告物を表示してはいけない物件
(3) 屋外広告物の許可 (第6条 他)	(4) 適用除外 (第7条)
・屋外広告物の表示にあたっては、知事の許可を受けなければならない(市町村に権限移譲)	・禁止地域や禁止物件であっても表示可能な屋外広告物等
(5) 管理義務 (第15条)	(6) 違反に対する措置 (第17条、第18条、第19条 他)
・屋外広告物の表示者または管理者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない	・知事は、条例に違反して屋外広告物を表示したのに対して、許可の取消しや勧告、命令を行うことができる(市町村に権限移譲)

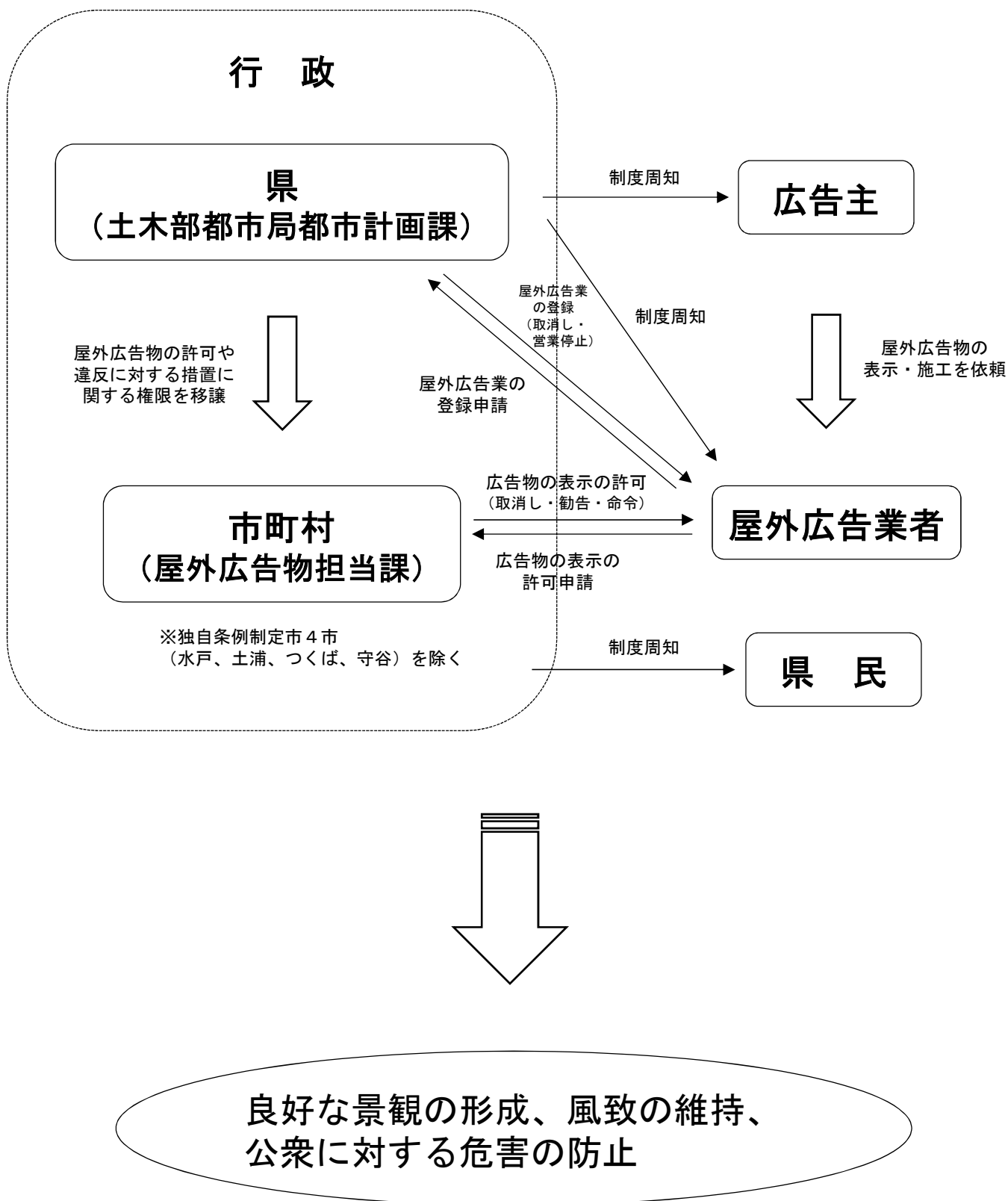
### ⑥ 屋外広告業に関する基本的施策

(1) 屋外広告業の登録 (第23条)	(2) 登録の取消し・営業停止 (第25条の5)
・県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない	・知事は、屋外広告業者が、条例等に違反したときや、不正の手段により登録を受けた場合などに、登録の取消しや営業停止を命じることができる

### ⑦ その他の施策

(1) 屋外広告物講習会の開催 (第24条)	(2) 罰則 (第32条・第33条)
・知事は、広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催する	・条例に違反した広告物を表示したり、不正な手段により屋外広告業の登録を受けた者などは、懲役(最高2年)や罰金(最高100万円)に処せられる(行政刑罰)

## (2) 条例の推進体制



### (3) 条例制定後の主な取組

#### ①基本計画、指針等の策定状況

特になし。

#### ②条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

##### ・簡易除却(※)数の推移

(※)違反広告物のうち、はり紙や立看板等、比較的簡易な広告物については、行政代執行の手続きによらず、市町村自ら除却することができる。

年 度	はり紙	はり札等	立看板等	広告旗	計
H17	72,446 枚	28,303 枚	9,075 枚	51 枚	109,875 枚
H18	46,544 枚	21,337 枚	4,803 枚	55 枚	72,739 枚
H19	31,599 枚	17,472 枚	3,562 枚	83 枚	52,716 枚
H20	15,370 枚	8,961 枚	1,286 枚	17 枚	25,634 枚
H21	12,773 枚	8,104 枚	1,211 枚	20 枚	22,108 枚
H22	5,603 枚	4,762 枚	1,174 枚	25 枚	11,564 枚
H23	4,536 枚	2,429 枚	413 枚	28 枚	7,406 枚
H24	6,011 枚	2,044 枚	385 枚	111 枚	8,551 枚
H25	3,091 枚	2,323 枚	1,004 枚	175 枚	6,593 枚
H26	2,856 枚	1,882 枚	620 枚	369 枚	5,727 枚
H27	2,278 枚	2,766 枚	538 枚	264 枚	5,846 枚
H28	1,795 枚	3,284 枚	443 枚	189 枚	5,711 枚
H29	1,448 枚	2,531 枚	440 枚	273 枚	4,692 枚
H30	1,935 枚	995 枚	524 枚	442 枚	3,896 枚
R 1	1,359 枚	570 枚	372 枚	496 枚	2,797 枚
R 2	1,418 枚	1,160 枚	314 枚	329 枚	3,221 枚
R 3	3,590 枚	1,722 枚	202 枚	240 枚	5,754 枚
R 4	782 枚	1,339 枚	293 枚	244 枚	2,658 枚
R 5	1,135 枚	1,311 枚	253 枚	346 枚	3,045 枚

※全体としては減少傾向だが、稀に、闇金業者等により集中的にはり紙等が表示されることによって、前年度より除却件数が増加する年度がある。

※独自条例制定市4市(水戸、土浦、つくば、守谷)を含む実績。

・屋外広告物条例に係る罰金適用件数の推移

年 度	罰金適用件数	前年度比
H17	4	▲ 5
H18	12	+ 8
H19	26	+14
H20	9	▲17
H21	8	▲ 1
H22	5	▲ 3
H23	0	▲ 5
H24	2	+ 2
H25	1	▲ 1
H26～	0	▲ 1

※議員提案政策条例の施行日：平成 17 年 7 月 1 日

※H26 以降はR 5 まで 0 件が続いている。

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

【広告物等に係る啓発】

(1) 屋外広告物適正表示推進月間及び屋外広告物美化協調月間

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																
			今年度 当初予算額 [千円]																
<p>【前年度の実施状況及び成果】 屋外広告物適正表示推進月間及び屋外広告物美化強調月間</p>	<p>県及び各市町村</p> <p>※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く。</p>	<p>【事業の内容】</p> <p>○7月を屋外広告物適正表示推進月間、9月を屋外広告物美化強調月間と定め、県民・広告主・屋外広告業者に対する屋外広告物に関する広報・啓発活動を重点的に実施する。</p> <p>・各市町村において、広報誌やホームページ、SNS等を活用した制度周知や、広告主（商工会・商工会議所）向けの制度周知等を行った。</p> <p>&lt;R5 主な取組内容と実施市町村数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組内容</th> <th>市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報誌・HP・SNS等を活用した制度周知</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>広告主（商工会・商工会議所）向けの制度周知</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>・県において、多くの広告主が所属する経済団体を訪問し、規制内容の説明や、安全点検の実施の呼びかけを行った。</p> <p>&lt;R5 団体名と訪問年月日&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>訪問年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県商工会議所連合会</td> <td>R5. 7. 19</td> </tr> <tr> <td>茨城県商工会連合会</td> <td>R5. 7. 19</td> </tr> <tr> <td>茨城県経営者協会</td> <td>R5. 7. 20</td> </tr> <tr> <td>茨城県中小企業団体中央会</td> <td>R5. 7. 20</td> </tr> </tbody> </table>	取組内容	市町村数	広報誌・HP・SNS等を活用した制度周知	33	広告主（商工会・商工会議所）向けの制度周知	13	団体名	訪問年月日	茨城県商工会議所連合会	R5. 7. 19	茨城県商工会連合会	R5. 7. 19	茨城県経営者協会	R5. 7. 20	茨城県中小企業団体中央会	R5. 7. 20	—
取組内容	市町村数																		
広報誌・HP・SNS等を活用した制度周知	33																		
広告主（商工会・商工会議所）向けの制度周知	13																		
団体名	訪問年月日																		
茨城県商工会議所連合会	R5. 7. 19																		
茨城県商工会連合会	R5. 7. 19																		
茨城県経営者協会	R5. 7. 20																		
茨城県中小企業団体中央会	R5. 7. 20																		

		<p>・県において、県内の屋外広告業者（266事業者）を対象に、啓發文書・チラシを送付した。</p> <p><b>【成 果】</b></p> <p>○広報媒体を活用した制度周知や、関係団体を訪問しての制度説明等により、県民・広告主・屋外広告業者の屋外広告物制度への理解を深めることができた。</p>	
<p><b>【今後の取組】</b></p> <p>屋外広告物適正表示推進月間及び屋外広告物美化強調月間</p>	<p>県及び各市町村</p> <p>※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く。</p>	<p><b>【令和6年度の事業内容】</b></p> <p>○引き続き、当該月間に広報・啓発活動等を重点的に実施することにより、県民・広告主・屋外広告業者の屋外広告物制度への理解を深めていく。</p>	—

(2) 街歩きタウンミーティング

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<p><b>【前年度の実施状況及び成果】</b></p> <p>街歩きタウンミーティング</p>	<p>県及び桜川市</p>	<p><b>【事業の内容】</b></p> <p>○行政と屋外広告業界の関係者（茨城県屋外広告美術協同組合）で街歩きを実施し、条例に違反している広告物や老朽化・劣化している広告物を調査するとともに、屋外広告物のあり方や安全</p>	—

		<p>性についての意見交換を実施する。</p> <p>&lt;R5 実施状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時：R6. 2. 21</li> <li>・開催場所：桜川市真壁地区内</li> <li>・参加者：行政(県・桜川市) 5名           業界 6名           計 11名</li> </ul> <p><b>【成 果】</b></p> <p>○街歩きの結果、地区内の商店等の表示する広告物で老朽化・劣化が進んでいるものや、骨組みのみ残された放置看板などが見受けられた。 (今後、市と商店会で連携して対応予定)</p> <p>○意見交換では、地区内で十分な管理がされていない放置看板が多く見受けられたことについて、事業承継の問題もあり、今後さらなる深刻化が予想されるとの意見があった。</p>	
<b>【今後の取組】</b> 街歩きタウンミーティング	<p>県及び市町村</p> <p>※今年度の開催地は今後決定。</p>	<p><b>【令和6年度の事業内容】</b></p> <p>○引き続き、行政と屋外広告業界の相互の考えや課題感を共有する場として、街歩きタウンミーティングを実施していく。</p>	—



【広告物等に係る規制・誘導】

(1) 屋外広告物の許可

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<p>【前年度の実施状況及び成果】 屋外広告物の許可</p>	<p>各市町村</p> <p>※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く。</p> <p>※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交付金を交付。</p>	<p>【事業の内容】</p> <p>○茨城県屋外広告物条例で定める高さや面積、設置場所等の基準を満たした広告物について、許可を行う。</p> <p>&lt;R5 許可件数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規許可件数：4,267件</li> <li>・更新許可件数：22,176件</li> <li>・変更許可件数：541件</li> </ul> <p>【成果】</p> <p>○高さや面積、設置場所等を規制することにより、広告物を適切な設置場所へと誘導するなど、無秩序な広告を防止することができた。</p>	<p>7,250</p> <p>※事務処理特例交付金の予算額</p>
<p>【今後の取組】 屋外広告物の許可</p>	<p>各市町村</p> <p>※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く。</p> <p>※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交</p>	<p>【令和6年度の事業内容】</p> <p>○引き続き、高さや面積、設置場所等を規制することにより、広告物を適切な設置場所へと誘導するなど、無秩序な広告を防止していく。</p>	<p>15,550</p> <p>※事務処理特例交付金の予算額</p>

	付金を交付。	
--	--------	--

(2) 違反広告物の是正指導

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 違反広告物の是正指導	各市町村  ※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く。  ※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交付金を交付。	【事業の内容】 ○各市町村において、茨城県屋外広告物条例によって定められる高さや面積、設置場所等の基準に違反した広告物について、表示者等に対し是正指導を行う。  <R5 是正指導件数等> ・是正指導件数：298件 ・是正・撤去等件数：62件  【成果】 ○過剰に大きい広告物や、色彩が明るすぎる広告物等、条例で定める基準に違反した広告物について、是正指導を行い、表示者による撤去や是正が行われたことより、景観の適正化が図られた。	7,250  ※事務処理特例交付金の予算額
【今後の取組】 違反広告物の是正指導	各市町村  ※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く。	【令和6年度の事業内容】 ○引き続き、条例で定める基準に違反した広告物について、設置者等に対し是正指導を行い、景観の適正化を図っていく。	15,550  ※事務処理特例交付金の予算額

	※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交付金を交付。		
--	-----------------------------	--	--

(3) 違反広告物の簡易除却

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]												
			今年度 当初予算額 [千円]												
<p>【前年度の実施状況及び成果】 違反広告物の簡易除却</p>	<p>各市町村</p> <p>※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く。</p> <p>※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交付金を交付。</p>	<p>【事業の内容】</p> <p>○違反広告物のうち、はり紙や立看板等、比較的簡易な広告物については、屋外広告物法の規定に基づき、行政代執行の手続きによらず、市町村自ら除却することができる。 (簡易除却制度)</p> <p>&lt;R5 簡易除却件数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>除却件数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はり紙</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td>はり札</td> <td>596</td> </tr> <tr> <td>立看板</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>広告旗</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,295</td> </tr> </tbody> </table> <p>○市町村自ら除却をする他、自治会や企業等を市町村が「違反広告物追放推進団体」として認定し、簡易除却を委任することができる。 (茨城県まちの違反広告物追放推進制度)</p>	種別	除却件数(件)	はり紙	479	はり札	596	立看板	219	広告旗	1	計	1,295	<p>7,250</p> <p>※事務処理特例交付金の予算額</p>
種別	除却件数(件)														
はり紙	479														
はり札	596														
立看板	219														
広告旗	1														
計	1,295														

		<p>&lt;R5 まちの違反広告物追放推進制度の団体数・除却件数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定団体数：46 団体(1,091 人)</li> <li>・除却件数：20 件</li> </ul> <p><b>【成 果】</b></p> <p>○市町村自ら又は自治会や企業等と協力して簡易除却を行ったことにより、整然とした街並みを保全することができた。</p>	
<p><b>【今後の取組】</b> 違反広告物の簡易除却</p>	<p>各市町村</p> <p>※独自条例制定市 4 市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く。</p> <p>※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交付金を交付。</p>	<p><b>【令和 6 年度の事業内容】</b></p> <p>○引き続き、市町村自ら又は自治会や企業等と協力して簡易除却を行い、整然とした街並みを保全していく。</p>	<p>15,550</p> <p>※事務処理特例交付金の予算額</p>

(4) 屋外広告業の登録制度

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<b>【前年度の実施状況及び成果】</b>	県	<p><b>【事業の内容】</b></p> <p>○屋外広告物法及び茨城県屋外広告物</p>	—

<p>屋外広告業の登録制度</p>		<p>条例の規定により、茨城県内で屋外広告業（※）を営む者については、茨城県知事の登録を受けることを義務付けている。</p> <p>（※）屋外広告業とは、屋外広告物の表示等を希望する者（広告主）からその工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことを指す。</p> <p>○登録を受けるにあたっては、屋外広告物に関する知識を有することを証明する資格（屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等）が必要となる。</p> <p>○登録有効期間：5年</p> <p>&lt;R5 登録件数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録者数：964件 (R6.3.31時点)</li> <li>新規登録件数：67件</li> <li>更新登録件数：103件</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <p>○屋外広告業を営むにあたって一定の資格を求めることにより、良質な業者による適正な屋外広告物の表示を推進することができた。</p>	
<p><b>【今後の取組】</b> 屋外広告業の登録制度</p>	<p>県</p>	<p><b>【令和6年度の事業内容】</b></p> <p>○引き続き、同制度を通じて、良質な業者による屋外広告物の適正な表示を推進していく。</p>	<p>—</p>

(5) 屋外広告物講習会

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 屋外広告物講習会	県	<p><b>【事業の内容】</b></p> <p>○屋外広告物の表示等に関し必要な知識を取得させることを目的に、屋外広告物の法令、表示、施工に関する講習会を毎年度実施している。</p> <p>○当該講習会を修了した者は、屋外広告物の登録を受けることができる。</p> <p>&lt;R5 実施状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会修了者：70名</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <p>○屋外広告業に携わる者に対して、屋外広告物に関し必要な知識を取得させることにより、良質な屋外広告業者を育成することができた。</p>	103
【今後の取組】 屋外広告物講習会	県	<p><b>【令和6年度の事業内容】</b></p> <p>○引き続き、同講習会により、今後屋外広告業に携わる者に対して、屋外広告物に関し必要な知識を取得させ、良質な屋外広告業者を育成していく。</p>	261